

再格付申請

令和8年度建設工事入札参加資格審査申請要領（再格付）

香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）建設工事指名競争入札参加者資格基準第6条の規定により格付の変更を行いますので、香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載の事業者の方は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い書類を提出してください。

1 再格付申請の対象事業者について

県内業者 令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されている全事業者

県外業者 令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されている全事業者のうち、次の①又は②のいずれかに該当する事業者

- ① 前回の入札参加資格申請（令和6年12月2日～令和7年1月21日）後、今回の審査基準日の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を財産契約課に提出していない事業者
- ② 経営事項審査基準日時点の香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点を希望する事業者

ただし、新たな工事業種又は営業所を追加しようとする事業者は、業種等の追加申請と一緒に提出してください。

2 審査基準日について

県内業者…建設業法に規定する主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者（香川県知事・大臣）のこと。
令和6年10月1日～令和7年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者…建設業法に規定する主たる営業所が香川県以外にある建設業許可業者（その他都道府県知事・大臣）のこと。
令和6年9月1日～令和7年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

3 有効期間について

再格付の有効期間は、1年間（令和8年度：令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。

4 結果の公表について

格付の結果は、令和8年4月1日（水）に企業団ホームページに掲載します。個別に通知しませんので、企業団ホームページでご確認ください。

【香川県広域水道企業団ホームページURL】 <https://union.suido-kagawa.lg.jp/life/9/10/303/>

5 申請受付について

受付期間は次のとおりです。県内業者については、持参受付、県外業者については、郵送受付により行います。受付期間以外は受付できませんのでご注意ください。

補正を求められた場合は、令和8年1月30日(金)午後5時までに補正を完了してください。

再格付けに必要な書類の提出がない事業者や経営事項審査の結果、平均完成工事高要件を満たさなくなった業種や経営事項審査を受審していない業種については、令和7年度末をもって入札参加資格を喪失します。また、社会保険等が未加入であった場合も入札参加資格を喪失します。

○持参受付: 県内業者

- ・ 受付期間 令和8年1月13日(火)～令和8年1月30日(金) 土曜日及び日曜日を除く。
- ・ 受付場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階 入札室
- ・ 受付時間 午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分
- ・ 提出方法 上記の受付場所に持参により提出してください。

○郵送受付: 県外業者

- ・ 受付期間 令和8年1月5日(月)～令和8年1月23日(金) (最終日消印有効)
- ・ 郵送宛先 〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課
- ・ 提出方法 事故防止のため、封筒の表面に「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と明記し、上記の宛先へ簡易書留、一般書留又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスにより送付してください(レターパック可)。到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等によりご自身で確認してください。

○行政書士(5件以上の申請をする場合)

- ・ 郵送による受け付けを行います。上記の郵送受付期間内(消印有効)に送付してください。
 - ・ 持参受付期間内に持参も可能ですが、受付のみとし、確認終了後に連絡します。
- ※行政書士が複数の申請をする場合は、申請業者が確認できる一覧表(任意様式)を必ず提出(同封)してください。

★令和8年1月30日(金)午後5時までに補正が完了しない場合受付できませんので、十分ご注意ください。
※郵送の場合も補正期限は同様ですので、早めに提出(郵送)するようにしてください。

6 提出書類について

提出書類は次のとおりです。提出区分に従って、次の表のとりの提出書類が必要となります。

○…提出書類です。

▲…該当がある場合に提出してください。

項 番	提出書類	提出区分		備考
		県内業者	県外業者	
①	チェックリスト	○	○	
②	経審結果通知書	○	▲	県外業者は、未提出者のみ
③	技術評価点数算定基礎申告書①（企業団用）【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】	○		
④	技術評価点数算定基礎申告書②（企業団用）【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証	○		
⑤	技術評価点数算定基礎申告書③（企業団用）及び資格者証等	▲		水道施設工事の申請者のみ
⑥	技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）		▲	⑦の技術評価点の加点を希望する事業者は提出する必要があります
⑦	舗装施工管理技術者確認書類		▲	
⑧	返信用封筒		○	

7 提出方法について

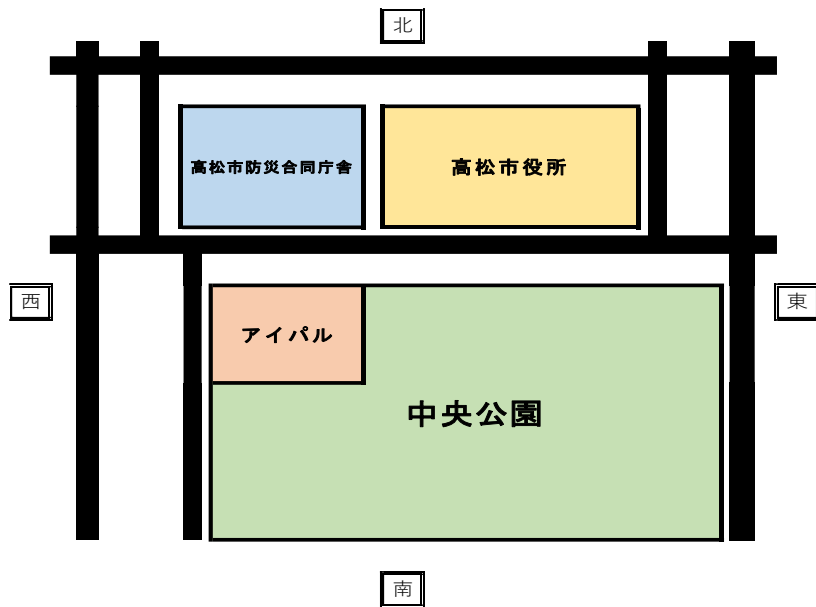
- ・提出部数 1部
 - ・前述の表による該当提出書類を項番順に並べ、透明なクリアファイルに挟み込んで提出してください。
 - ・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。
 - ・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。提出書類等が不足していると受付できません。
- ※ 技術評価点の算定に係る書類の変更及び再提出はできません。

項番	提出書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	・再格付用のチェックリストを使用してください。 ・県内業者と県外業者で提出書類が異なりますので、必要な書類を提出してください。 ・書類提出前に必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
②	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(コピー)	○県内業者 すべての事業者が提出する必要があります。 審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日のもの。 ○県外業者 審査基準日が令和6年9月1日～令和7年8月31日のもの。 ただし、前回の入札参加資格申請(令和6年12月2日～令和7年1月21日)後、<u>今回の審査基準日の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を財産契約課に提出している場合は、再度の提出は不要です。</u> ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある<u>経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)のコピー</u>を提出してください。この場合、令和8年2月末日までに結果通知書を提出する必要があります。期限までに提出できない場合、事前にご連絡ください。
③	技術評価点数算定基礎申告書①(企業団用)	【記載例5ページ参照】 ・すべての県内業者が提出する必要があります。 ①香川県で経営事項審査を受審した県内業者 ・経営事項審査において、香川県に提出しているものと同一内容で提出してください。 ・確認のため経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①(コピー)を併せて提出してください。 ②四国地方整備局で経営事項審査を受審した県内業者 ・企業団用を作成の上、提出してください。 ・なお、香川県にも入札参加資格申請をしている場合は、上記①のとおり、香川県に提出している香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①(コピー)も併せて提出してください。 ※経営事項審査電子申請システム(JCIP)による申請を行った業者については、香川県に提出している「技術評価点数算定基礎申告書①」(コピー)に香川県の審査済印は不要です。
④	技術評価点数算定基礎申告書②(企業団用)及び資格者証	【記載例6ページ参照】 ・すべての県内業者が提出する必要があります。 ①香川県で経営事項審査を受審した県内業者 ・経営事項審査において香川県に提出しているものから業種コード・技術職員コードを変更することができます。変更がない場合も、同一内容で提出してください。 ・資格を変更する場合は資格者証(コピー)を提出してください。同一資格で業種コードのみを変更する場合は、資格者証(コピー)の提出は不要です。 ・確認のため経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②(コピー)を併せて提出してください。 ②四国地方整備局で経営事項審査を受審した県内業者 ・企業団用を作成の上、提出してください。 ・なお、香川県にも入札参加資格申請をしている場合は、上記①のとおり、香川県に提出

		<u>している香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②(コピー)も併せて提出してください。</u> ※経営事項審査電子申請システム(JCIP)による申請を行った業者については、香川県に提出している「技術評価点数算定基礎申告書②」(コピー)に香川県の審査済印は不要です。
⑤	技術評価点数算定基礎申告書③(企業団用)及び資格者証等	【記載例7ページ参照】 ・県内業者で水道施設工事の申請をしている場合は、有資格者の有無に関わらず、必ず提出してください。 【提出書類】 ★各資格者証(コピー) ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等)
⑥	技術評価点数項目等調書(県外業者用)(企業団用)	【記載例8ページ参照】 ・県外業者のうち、⑦香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点を希望する事業者は提出する必要があります。
⑦	舗装施工管理技術者資格者証(コピー)	・県外業者のうち、経営事項審査基準日時点の香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点を希望する事業者は提出する必要があります。 【提出書類】 ★(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工技術者資格者証(コピー) ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等) <u>※令和7年度の格付において加点されている方も、令和8年度の再格付において引き続き加点を希望される方は、再度申請する必要があります。</u>
⑧	返信用封筒	・受領証等の返送のため、必ず宛先を明記した封筒(定形内封筒は110円、定形外封筒は140円切手を貼付したもの。)を提出(同封)してください。 ・令和8年2月10日(火)を過ぎても返信のない場合、香川県広域水道企業団財産契約課契約グループ(087-826-6114)までご連絡ください。

庁舎位置図

〒760—8514 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課



問い合わせ先

担当窓口	所在地	電話番号
財産契約課(契約グループ)	高松市番町一丁目8番15号	087—826—6114